

**OECD多国籍企業行動指針に関する
ネスレ日本株式会社における個別事例に係る
日本連絡窓口の最終声明**

OECD多国籍企業行動指針に係る日本連絡窓口
(外務省経済局経済協力開発機構室長
厚生労働省大臣官房国際課長
経済産業省貿易経済協力局貿易振興課長)

1 OECD多国籍企業行動指針

(1) 1976年に経済協力開発機構(OECD)が採択した「OECD多国籍企業行動指針」(以下「行動指針」という。)は、政府から多国籍企業に対する勧告であり、情報開示、人権、雇用及び労使関係、環境、贈賄の防止、消費者利益、科学及び技術、競争、納税などの幅広い分野における責任ある企業行動の原則と基準を定めたものである。行動指針に法的な拘束力はなく、各企業が自主的に遵守することが期待されている。

(2) 行動指針に参加する各国政府には、「各国連絡窓口」(NCP: National Contact Point)が設置される。我が国においては外務省・厚生労働省・経済産業省の三者で日本連絡窓口(以下「日本NCP」という。)を構成し、行動指針の普及活動、行動指針に基づき提起された問題への対応を行っている。

2 問題提起者

問題の提起者は、全国労働組合総連合、兵庫県労働組合総連合及びネスレ日本労働組合(以下「問題提起者」という。)である。ネスレ日本労働組合は、ネスレ日本株式会社の労働組合の一つであり、兵庫県労働組合総連合及び全国労働組合総連合はその関係団体である。

3 問題被提起者

問題提起の対象とされる企業は、スイスに本部を有するネスレグループに属する多国籍企業の日本法人であるネスレ日本株式会社(旧ネスレジャパンホールディング株式会社。以下「ネスレ日本」という。)である。

4 問題提起及びその後の経緯

(1) 問題提起者は、2005年8月12日付け「申立書」等の文書に基づき、日本NCPに対して、ネスレ日本が行動指針（第三章 情報開示及び第四章 雇用および労使関係）に違反しているとして問題を提起し、OECD理事会決定の手続きに従って、日本NCPが当事者を含む関係者との協議の場を設定すること（その内容を通知すること）、日本NCPとスイスNCPの協議を行うこと、問題解決のための調停（合意に至らない場合には勧告の発出）を行うことを要請した。

(2) これに対し、日本NCPから、ネスレ日本の見解を聴取したところ、問題提起者の見解とネスレ日本の見解には相違が存在することが確認された。

5 日本NCPの取組

(1) 初期評価の実施及び問題提起者への回答

日本NCPは、問題が提起された後、問題提起者との意見交換を行うとともにスイスNCPとも情報共有をしつつ、2007年9月10日付けで初期評価を実施し、提起された問題につき、行動指針手続きI. C. 1. 上の「更なる検討に値する」と判断し、その旨問題提起者及びネスレ日本に通知した。

(2) 問題解決支援のための取組

初期評価の実施後、日本NCPは、行動指針及び同手続きI. C. 2. に則って、利害関係者の問題解決を支援するべく、関係者と協議を行った。スイスNCPの協力も得つつ、問題提起者、ネスレ日本との個別協議を実施した。その後、当事者間のみによる協議が開始された。

6 当事者による協議の結果

当事者間の協議の結果、兵庫県労働組合総連合及びネスル日本労働組合とネスレ日本との間で、2013年10月1日、全国労働組合総連合及びネスレ本社立ち会いの下、確認書と合意書に署名が行われた。

両当事者は、「多国籍企業ガイドラインが目的とする『多国籍企業とこれらの企業が事業展開する地域社会との間の紛争防止と信頼向上を実現させる』」観点から、確認書と合意書に合意するに至った。両当事者は、同確認書と合意

書において、ネスレ日本とネスル日本労働組合各支部との団体交渉に関する確認を行い、またネスル日本労働組合に所属する組合員の労働契約上の地位や権利義務に関し従来の紛争を一切終結させること、両当事者間の債権債務関係に関する従来の紛争を一切終結させることに合意した。

同確認書と合意書への署名を踏まえ、2013年11月19日、ネスレ日本と問題提起者の各代表は日本NCPを訪問の上経緯を説明し、問題提起者より、日本NCPに対する問題提起を取下げの旨の報告があった。

7 日本NCPによる対応の終了

問題提起者及びネスレ日本による確認書と合意書への署名、またそれを踏まえた問題提起者からの日本NCPに対する問題提起を取り下げる旨の報告を受け、日本NCPはこの最終声明を発出し、本最終声明の発出をもって本件への対応を了する。

日本NCPは、合意に至る当事者双方の努力、当事者間における、建設的な関係構築を目指した合意の達成を評価する。

(了)